

## 振込規定(海外送金) 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
<p><b>4 送金委託契約の成立と解除等</b></p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)前項により、来店による送金委託契約が成立したときは、<u>当行は、その契約内容に関して、外国関係計算書等を交付し、送金小切手の場合には、併せて送金小切手を交付します。なお、この外国関係計算書等は、解除や組戻の場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。なお、電話による送金委託契約が成立したときは、当行は、その内容を当行所定の取引明細に記載します。預金者は、それを受取った場合は、直ちに記載内容を確認するものとします。預金者は、その記載内容に関する照会等については、その作成日から3カ月以内に行うものとし、当行は、それ以降の照会を拒否することができるものとします。郵送による送金指示については郵送送金指示取扱規定が適用されます。</u></p> <p>(3)第1項により送金委託契約が成立した後においても、<u>当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前または依頼人に対して送金小切手を交付する前に次の各号の事由の一つにでも該当すると認められたときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。</u></p> <p>①～④(略)</p> <p>(4)(略)</p> <p>(5)前項による解約の場合には、送金資金等を返却しますので、<u>当行所定の受取書等に、外為送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第2項に規定する外国関係計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。</u></p> <p>(6)～(7)(略)</p>	<p><b>4 送金委託契約の成立と解除等</b></p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)<u>外為送金依頼書による依頼の場合、当行は、外為送金依頼書(控)等を交付します。また、送金小切手の場合には、後日、送金小切手を交付します。外為送金依頼書(控)等は、解除や組戻の場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。なお、来店または電話による送金委託契約が成立したときは、当行は、その内容を当行所定の取引明細に記載します。預金者は、それを受取った場合は、直ちに記載内容を確認するものとします。預金者は、その記載内容に関する照会等については、その作成日から3カ月以内に行うものとし、当行は、それ以降の照会を拒否することができるものとします。郵送による送金指示については郵送送金指示取扱規定が適用されます。</u></p> <p>(3)第1項により送金委託契約が成立した後においても、<u>当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前または依頼人に対して送金小切手を交付する前に次の各号の事由の一つにでも該当すると認められたときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害について当行は責任を負いません。</u></p> <p>①～④(略)</p> <p>(4)(略)</p> <p>(5)前項による解約の場合には、送金資金等を返却しますので、<u>当行所定の受取書等に、外為送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第2項に規定する外為送金依頼書(控)等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。</u></p> <p>(6)～(7)(略)</p>
<p><b>10 依頼内容の変更</b></p> <p>(1)送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には取扱店の窓口において、次の変更の手続によります。<u>ただし、送金金額を変更する</u></p>	<p><b>10 依頼内容の変更</b></p> <p>(1)送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には取扱店の窓口において、次の変更の手続によります。<u>ただし、送金金額を変更する</u></p>

現行の文言	新しい文言
<p>場合には、第 11 条に規定する組戻しの手続により取扱います。</p> <p>① 変更の依頼にあたっては、当行所定の内容変更依頼書に、外為送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第 4 条第 2 項に規定する<u>外国関係計算書</u>等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。なお、送金小切手が依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。</p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>場合には、第 11 条に規定する組戻しの手続により取扱います。</p> <p>① 変更の依頼にあたっては、当行所定の内容変更依頼書に、外為送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第 4 条第 2 項に規定する<u>外為送金依頼書(控)</u>等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。なお、送金小切手が依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。</p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>
<p><b>11 組戻し</b></p> <p>(1)送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には取扱店の窓口において、次の組戻しの手続により取扱います。</p> <p>① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、外為送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第 4 条第 2 項に規定する<u>外国関係計算書</u>等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。なお、送金小切手が依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。</p> <p>②～③(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p><b>11 組戻し</b></p> <p>(1)送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には取扱店の窓口において、次の組戻しの手続により取扱います。</p> <p>① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、外為送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第 4 条第 2 項に規定する<u>外為送金依頼書(控)</u>等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。なお、送金小切手が依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。</p> <p>②～③(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>